



「イメージが持ちやすく」
 「とにかく読みやすい」
基礎編専用
オリジナルテキスト



1

イメージ重視！多くのイラストが掲載されています

2

徹底的に噛み砕いた、初学者に響くテキスト

3

本試験問題も掲載、実力の伸びが確認できます

イントロダクション

章の初めには、「どういったことを学ぶのか」「どういった点が重要か」という説明が書かれています。何を学んで行くのかの全体像が掴めます。この内容を意識しながら本文を進めることでメリハリをつけた学習が可能です。

Point

その単元の特に重要な部分です。この部分は特に理解して欲しいというポイントをまとめています。

本文①

知識として特に重要な部分を太字にしています。

本文②

知識の理由となっている部分です。理由付けは理解するためだけでなく、思い出すきっかけにもなる場所です。

覚えましょう

試験問題を解答していく上で、欠かせない重要な部分です。講義の後、この箇所を隠して暗記できているかを確認していきましょう。

～会社の大小で監査役の人数や役割は随分違ってきます～

第7章 監査役

ここは取締役と同じくらい出題される場所です。取締役と似ているところがあれば、違うところもあるのでそこは意識しましょう。また、監査できる内容と限定した場合の処理も重要です。どういう仕事ができるのかを覚えていきましょう。

監査役欠格事由

- 法人
- 会社法関連の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- その他の犯罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行終了中の者を除く。)

監査役欠格事由は、取締役と全く同じです。監査役選任は、兼任禁止という論点があります。次の図を見て下さい。

図表

監査役は自分の会社の取締役がちゃんとやっているかを調査します。でもその監査役が、取締役でもあったら、自分で自分のことを調査することになります。自分で自分のことを監査させても、手を抜くでしょうね。

説明

こういったことから、取締役と監査役の兼任を認めていないのです。

Point

兼任が禁止されている部分

親会社 監査役 → 取締役・支配人・その他の使用人
 子会社 監査役 → 取締役・支配人・その他の使用人

監査役はその会社の取締役と兼任できないだけでなく、子会社の取締役と兼任することもできません。監査役には会社調査権というがあります。そこで、子会社の役員と兼任してしまうとやはり自己監査の危険が生じるので、子会社の取締役と兼任することも禁じています。

Point

親会社 監査役 → OK
 子会社 監査役 → 取締役・支配人・その他の使用人

ただ、監査役は、親会社の取締役を兼ねることはできます。監査役には親会社調査権というものが無いからです。本当はもっと細かくなっているのですが、現時点ではこれくらいしておいてください。

Point

監査役は「ヤマが重」

(背景) 取締役 ↔ 監査役

骨抜きにしよう
 ↓
 会社法が阻止

ります。「甲解できたよ」という連絡だけでは済みません。(ちなみに、持っていたところ受け取ってくれなかったとしても要件をクリアします。わざわざ供託する必要はありません)

この解除ですが、一定の期間を過ぎるとできなくなってしまいます。

履行に着手と書いてあります。履行するための準備に入った、というイメージです。

例えば、**Bが履行の着手に入ると、Aからは解除ができなくなります。**

もしここで契約解除になると、Bがせっかくなかった履行の着手が無駄になってしまうため、Aから解除することを認めません。ただ、Bから解除することは可能です。自分がした準備を、自分で無駄にするのは問題ありません。

Point

手付解除の考え方

- ・Bがしたことを、Aが解除で無駄にする ×
- ・Bがしたことを、Bが解除で無駄にする ○

このように、Bの利益なんだから、Bから解除するのはオッケーです。ちなみにこの後、Aも履行の準備に入ってしまったら、もう両方とも解除ができなくなります。

次の図で、今までの論点をまとめてみました。

覚えましょう

◆手付解除の要件・効果◆

要件	効果
① 相手方が履行に着手していないこと	① 契約が失効する
② 債主が解除する場合は手付の金額を返還すること(557条本文)	
③ 債主が解除する場合は手付の金額を返還すること(557条本文)	② 損害賠償請求は発生しない(557条Ⅱ)
④ 債主が解除する場合は手付の金額を返還すること(557条本文)	

効果②を見て下さい。この解除に伴う損害賠償は一切認められません。手付の部分で押しているんだからそれで良権をしない、ということです。

問題を解いて確認しよう

- 債主が売買契約を解除するには、買主に対し、手付の金額を償還する旨を告げてその受領を催告するのみで足りず、その返戻の提供をしなければならない。(13-17-A)
- 当事者の一方は、自ら履行に着手した場合は、相手方が履行に着手していないときでも、売買契約を解除することができる。(13-17-A)
- 買主が売主に手付を交付した場合において、売主が売買契約を解除するために手付の金額の償還を買主が拒んだときは、売主は、手付の金額の金額を供託しなければならない。(24-17-A)

×肢のヒトコト解説

- 相手方が着手していないれば、手付解除が認められます。
- 現実の提供をしていればよく、供託までする必要はありません。

基本構造

基本構造は「図表⇒その説明」となっています。「図表を軽く見る⇒本文を読む⇒図表に戻る」という流れでイメージを掴んでいきます。

豊富なイラスト

流れや状況を会話調のイラストにすることにより、イメージしやすく、理解が早まります。

根本のフキダシ

根本が考える「この部分は、こう考えるといいよ」という理解の方向性を示している部分です。

問題を解いて確認しよう

ここまでの理解を確認します。理解していればすぐに解ける肢を、主に過去問からセレクトしていますので学習の指針にしてください。また、出題年度を明記しています。

×肢のヒトコト解説

×肢には「ヒトコト解説」が付いているので、なぜ誤っているかはここで確認していきます。

